

森林環境基金事業の評価と見直しについて

1 事業評価と事業見直しの実施について

県では、新長期総合計画「うつくしま21」に掲げる施策目標を達成するために、事業評価を実施しており、今年度の事業評価の対象事業には、森林環境基金事業が含まれている。

よって、森林環境基金事業の事業評価は、基本的には福島県事業評価実施要綱（別紙参照）に基づいて行うこととし、第三者機関の意見については、「森林の未来を考える懇談会」に聴くこととする。

この事業評価を踏まえ必要に応じて事業内容を改善するとともに、加えて関係団体等、市町村、庁内の要望も聴いた上で、新規事業の創設を検討するものとする。

なお、スケジュール及び事業評価表（記載例）は、別紙のとおりとする。

2 事業評価と事業見直しの視点等について

懇談会の意見に沿った事業の評価と見直しを進めるために、懇談会における議論の内容について「事業評価と事業見直しの視点」及び「個別事業に対する意見」として整理することとする。

福島県事業評価実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、福島県が行う事業評価に関する基本的事項等を定めることにより、以下に掲げる目的の達成を目指すものとする。

1 マネジメントサイクルの確立

県政運営の基本方針である新長期総合計画に基づく施策と、その目的達成のために取り組みが必要な事業について、「企画→実施→評価」という循環サイクルの確立を図り、社会経済情勢の変化や多様な県民ニーズに適時的確に対応できる質の高い行政運営を目指す。

2 成果重視型行政運営の推進

施策や事業のためにどれだけ行政資源を投入したか、あるいはどれだけ実施したかに加え、県民に対しどのような成果がもたらされたかを具体的な指標や数値目標を設定して評価することにより、成果重視型の行政運営を推進する。

3 アカウンタビリティ（説明責任）の徹底

行政活動の目的や内容、その成果をわかりやすく県民に示すことにより、行政の説明責任を果たすとともに、行政に対する県民の信頼性の向上を図る。

(評価の対象)

第2 事業評価は、県政の基本方針である新長期総合計画の基本計画に基づく重点施策体系及び基本施策体系に係る施策や施策を構成する個別事業を対象に「施策総合評価」及び「個別事業評価」により実施する。

なお、基本施策体系の施策に掲げるすべての指標について、その実績の推移を把握することとする。

(事業評価の実施方法)

第3 事業評価は、以下の方法により実施する。

1 施策総合評価

重点施策体系及び基本施策体系の小項目を施策とし、上位政策目的との関係から、社会経済情勢の変化、目標の達成度、手段の妥当性の視点から評価し、目標達成のための課題を検討した上で今後の施策の方向性を示す。

2 個別事業評価

施策を構成する個別事業について、事業の有効性、施策への寄与度、県関与の必要性、社会経済情勢の変化の視点から評価し、目標達成のための課題を検討した上で、事業間の優先度を踏まえ今後の事業の方向性を示す。

(事業評価の実施手順)

第4 事業評価は、各部局等が行う1次評価、全庁的視点で点検・評価を行う2次評価等により実施するものとし、客観性の向上等のため、評価決定の前に、要綱第5に定める福島県事業評価委員会による評価を実施する。

(福島県事業評価委員会)

第5 県は、事業評価の実施にあたり、事業評価における専門知識の活用、多様な意見の反映、客觀性の向上や行政運営の透明性の確保を図るため、福島県事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置するものとし、評価委員会は、各部局等が行った評価結果案等について審議を行い、知事に意見を具申する。

(事業評価の府内の実施体制)

第6 事業評価の実施に当たっては、次の各実施主体が、評価の各段階において役割分担の下、互いに協力及び補完をしつつ実施するものとする。

1 政策調整会議

事業評価の実施に関する特に重要事項の協議決定は、政策調整会議において行う。

2 政策評価システム調整会議

事業評価の実施に関する重要事項の調整は、政策評価システム調整会議において行う。

3 計画評価グループ

計画評価グループは、財務領域財政グループ（以下「財政グループ」という。）、人事領域行政経営グループ（以下「行政経営グループ」という。）及び関係部局の協力を得て事業評価に関する次の業務を行う。

(1) 実施要綱の策定・改定など基本的事項に関すること。

(2) 評価表の作成の支援、助言。

(3) 2次評価案の作成。

(4) 評価結果の取りまとめ及び公表。

(5) 評価委員会の庶務に関すること。

4 施策幹事グループ

重点施策体系の施策総合評価の実施に当たり、各施策ごとに施策に最も関連の深い部局の主管グループ等を施策幹事グループとし、施策幹事グループは、重点施策体系の施策総合評価表の1次評価を行う。

5 各部局等における評価の実施

(1) 事業主務グループ

当該年度において事業評価の該当となる各事業主務グループは、所管する個別事業ごとに個別事業評価表を作成する。

(2) 部局等の主管グループ

当該年度において事業評価の該当となる各部局等の主管グループ（ただし、農林水産部にあっては農林企画グループ、土木部にあっては土木企画グループとする。以下、同じ。）は、個別事業評価表をとりまとめた上で、相対的な評価を行うとともに、基本施策体系に係る施策総合評価の1次評価等を行う。

また、部局等内での評価を円滑に実施するため、予算経理部門を含めた部局等内事業評価検討体制を整備し、部局等内での調整及び施策幹事グループとの連携を図る。

(評価結果の活用)

第7 事業評価の評価結果については、次年度の施策・事業の企画立案等に反映させることが重要であり、以下の事項について評価結果の適切な反映・活用を図るものとする。

1 各部局等における次年度予算要求の企画立案への反映

各部局等、各グループにおいては、評価を通じた検討・分析を踏まえ、予算要求における企画立案に際して評価の結果を適切に反映させる。

2 予算編成への活用

予算編成においては、評価情報を予算編成作業における共通の情報として活用を図ることとし、評価結果の予算編成過程での活用を図る。

3 重点事業等の選定・構築への活用

重点施策体系の施策・事業等の評価結果については、重点事業等の企画立案及び次年度重点事業等の選定のために活用を図る。

(評価結果の反映状況報告)

第8 計画評価グループは、評価結果に基づく施策や事業への反映状況等について、予算編成終了後、各部局等からの報告を取りまとめる。

(評価結果等の公表)

第9 評価結果等については、広く県民に公表するとともに、県民意見について、インターネット等を通じ隨時受け付けることにより、評価制度及び事業・施策の改善の参考とする。

(事業評価の継続的改善)

第10 評価委員会等の意見を尊重しながら、事業評価の継続的な改善・充実を図っていくものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるほか実施に関し必要な事項は、別に定める。

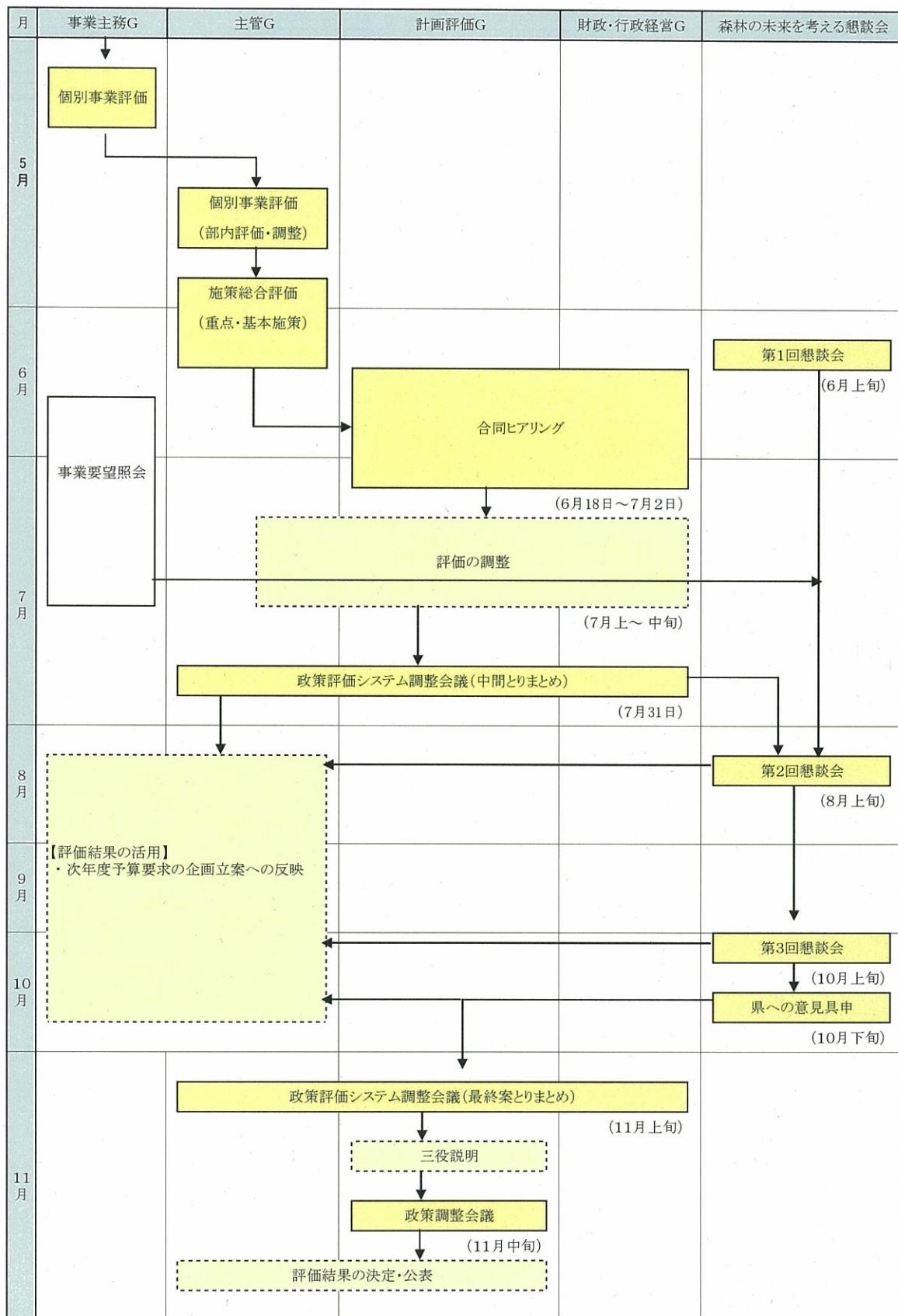
附 則

この要綱は、平成16年4月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年3月23日から実施する。

森林環境基金事業 事業評価・事業見直しスケジュール



(記載例)

(様式1) 個別事業価表

年度	18 整理番号	j;3;6;4;0;0;5;2	評価基準年月日	平成18年 6月 1日
個別事業名	緑の雇用担い手育成対策事業			
構成事業コード				
重点推進分野	環境にやさしいライフスタイルの実現と環境に配慮した事業の推進	施策名(小項目)	施策体系コード	E-2
基本施策	豊かな森林、活力ある林業、木材産業づくり			3-1-2-1
事業担当部局 ・評価者名	農林水産部 森林林業領域 ・評価者名	直通電話 024-521-7426 メールアドレス ninaite.forest@pref.fukushima.jp		

1 事業の概要

事業の形態	補助(民間等) 民間等委託	始期	H16	終期	H18
(事業の活動概要、事業の周知方法)					
1 緑の環境保全隊育成支援事業	本格的に森林作業を担うことのできる能力を付与するため、研修生に対して現地研修及び専門研修を実施する事業体に対して、その要する費用の一部を助成する。				
研修生(育成者数)	17人				
2 緑の雇用担い手育成指導監督業務費	上記事業に参加する事業体が現地研修等を実施する際の、労働安全衛生等の巡回指導事業に係る業務を委託する。				
巡回指導日数	48日				

2 事業の目的

(1)事業の対象	(何、誰を対象にしているのか?) 林業事業体及び林業労働者				
(2)事業の意図	(対象をどのような状態にしたいのか?) 現地研修等を実施することにより、林業事業体で即戦力として働くことのできる森林整備担い手の育成・確保と就業促進を図る。				
(3)指標の設定	ア 活動指標	指標名 計算式	研修参加者数【累計】(人)		
	イ 事業の成果	指標名 計算式	新規就業者数【研修参加者】(人)		
	ウ 上位の成果	指標名 計算式	事業を修了した者が事業体に就業した数【累計】		

※1 ア: 実施する事業内容を示す指標、イ: 事業レベルの意図を示す指標、ウ: 施策レベルの意図を示す指標

3 事業の成果

(1)予算の推移			16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 予算額	摘要		
	事業費	(単位:千円)	38,593	51,146	58,863	福島県森林整備担い手対策基金の運用益より充当		
	財源	国支出国の他 一般財源	0 38,593 0	0 51,146 0	0 58,863 0			
(2)指標の変化		基準値 (11年度)	16年度	17年度	18年度	目標年度 (22年度)	達成率 ² (直近年度)	進捗率 ³ (対目標年度)
	ア 活動指標	目標 実績	15 0	30 12	45 28	210	93.3	13.3
	イ 事業の成 果指標	目標 実績	— 0	12 11	28 27	210	96.4	12.9
	ウ 上位の成 果指標	目標 実績	— 0	107 142	203 292	770	143.8	37.9
(3)目標値設定 の考え方	「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン」により、平成22年の林業就業者数を2,070人と見込んでおり、今後減少が予想される林業就業者が約900人であることから、平成16～22年までの7年間で、県が210人の新規就業者を確保する。							
(4)補足説明	①平成17年度の新規就業者数は16名							

※2 達成率(直近年度)【直近年度の目標値に対する達成率】=(直近年度実績値-基準値)/(直近年度目標値-基準値)

※3 進捗率(対目標年度)【目標年度の目標値に対する進捗率】=(直近年度実績値-基準値)/(目標年度目標値-基準値)

4 事業の評価

評価項目	評価	左の理由・根拠・補足等
(1) 事業の有効性 A 期待どおりの成果を得られている B 概ね期待どおりの成果を得られている C 期待したほど成果を得られていない D 事業の成果把握困難	A	事業の成果指標達成率が 96.4%であり基準となる8割を超えたため。
(2) 施策への寄与度 A 目標達成のために欠かせない B 目標達成のためにある程度貢献している C 目標達成のためにあまり貢献していない D 施策の寄与度把握困難	A	上位の成果指標達成率が 143.8 %であり基準となる8割を超えたため。
(3) 社会経済情勢の変化 A 事業のニーズは増加している B 事業のニーズは変化していない C 事業のニーズはやや減少している D 事業のニーズは減少している	B	地球温暖化防止対策など、森林に対する関心の高まりから、森林整備担い手の安定的な確保に関するニーズは依然として高い。
(4) 県関与の必要性 今後の主体 今後の県関与の必要性 ■ 民間 ア 直接実施する必要がある(委託等含む) □ 市町村 イ 支援する必要がある □ 県 ウ 関与する必要性は低い □ 国	イ	公益的機能を有する森林整備を進める担い手の育成には、県が関与し林業事業体への就業が促進されるよう支援する必要がある。

5 事業改善等に関する現場等からの意見（出先機関、県民、審議会等）

会津地域における森林整備の新たな担い手を育成確保するうえで必要不可欠な事業である。
【農林事務所】

6 目標達成のための課題

平成22年までに210人の新規就業者を確保するためには、平成19年度以降単年度当たりの育成人数を増加させる必要がある。

7 具体的な改善策

林業への就業意欲を持った者を確保するため、I・Uターン者、新卒者を対象とした就業相談会の開催や、林業事業体における森林作業体験を通して林業への理解を深めるといった新たな方策を検討する。

8 今後の事業の方向性

1次評価		2次評価			
方向性	評価	左の理由等	優先	評価	左の理由等
A 拡充			A 最優先		
B-1 現状継続			B 優先		
B-2 手法の改善	A	目標とする林業就業者数を達成するには、単年度あたりの研修参加人數を増加させる必要がある。	C 優先順位低い		
C-1 縮小			D 休止・終了		
C-2 他事業に統合					
D-1 休止					
D-2 終了					

9 福島県事業評価委員会の意見及び県の対応方針

福島県事業評価委員会の意見		左に対する県の対応方針
(審議結果)	(付帯意見)	

事業評価と事業見直しの視点（案）

基本となる考え方	該当事業	改善の視点	
		新たな視点	新たな視点
①水源地域の森林整備の推進	・森林整備事業 ・森林整備効果実証事業	①森林づくりの継続性の確保 ・単発でなく事業展開を考えるべき ・森林環境税が無くなつても継続できるようにすべき ・木を植て終わりでなく、その後の手入れをするかが課題 ・事業実施後のアフターケアが大切 ・市町村における第三者委員会の取り組みが有効	①地球温暖化防止対策としての森林整備の推進
②間伐材の利用促進	・間伐材搬出支援事業 ・間伐材利用促進事業 ・ペレットストーブ研究開発事業 ・間伐材及び木炭を利用した水質浄化技術研究事業	②県事業と市町村事業の予算枠の設定 ・県事業が主、市町村事業は従 ・ハート事業のウエイト高く適正	②国庫補助との組み合わせによる事業の推進 ・国費は一時的なもので、無くなると維持できない ・国は箱ものに金を出すが維持には金を出さない、
③県民の意識醸成	・森林環境学習推進事業 ・森林ボランティア総合効果事業 ・もりの案内人等指導者養成事業 ・みんなで育てる ・海辺の松林整備事業 ・県立学校における森林環境学習推進事業 ・ふくしまの森林文化復興事業 ・森林環境適正管理事業	③分かりやすいPR ・もっと分かりやすい表現をすべき ・身近なイメージで広報すべき ・専門用語でなく、表現を工夫すべき ・看板や焼き印の活用すべき ・優良事例を市町村に紹介し多くの県民を巻き込んでいくべき	③森林資源を活用した新たな産業創出の支援 ・森林をどうやって金に換えるかが一番のポイント
④市町村による森林づくりの促進 （県事業が主、市町村事業は従）	・森林環境交付金事業 ・森林環境基金運営事業	④施策等のPR	④林業振興の取り組み ・林業問題研究会の立ち上げを検討すべき ・木材自給率の向上が大切 ・木材流通の改善が必要 ・木材価格が高くなることが必要 ・県産材が地元の住宅建設にたくさん使われることが重要
⑤既存事業の財源振り替え禁止			
⑥既存事業の維持管理経費の禁止			
⑦施設の維持管理の禁止			
⑧補助事業の裏負担禁止			
⑨国有林対象事業の禁止			

個別事業に対する意見（案）

事業名	意見
-森林整備事業	今後も、森林環境基金事業の中心として、水源地域の森林整備を推進していくべきである。
-森林整備効果実証事業	作業路整備のあり方について検討すべきである。
-間伐材利用促進事業	個人の県産材活用(住宅建設)に対する助成を検討すべきである。 ペレットストーブに限定せず幅広く木質バイオマスの活用を検討すべきである。
-ペレットストーブ研究開発事業	ペレットストーブ普及の有効性を検討すべきである。
-間伐材及び未燃を利用した水質浄化技術研究事業	継続性のある効果的な森林環境教育の方法について検討すべきである。
-森林環境学習推進事業	森林ボランティア活動の継続性確保について検討すべきである。
-森林ボランティア総合対策事業	継続性のある効果的な森林環境教育の方法について検討すべきである。
-もりの森内人等指導者養成事業	ボランティアリーダーの資質向上を図るための研修を充実させるべきである。
-みんなで育てる海辺の森林整備事業	継続性のある効果的な森林環境教育の方法について検討すべきである。
-県立学校における森林環境学習推進事業	映画製作等による分かりやすくインパクトのある県民への広報を検討すべきである。
-ふくしまの森林文化復興事業	
-森林環境適正管理事業	
-森林環境交付金事業(森林環境基本枠)	今後も、森林の整備を重点として取り組むべきである。
-森林環境交付金事業(地域提案重点枠)	森林整備が継続的に行われる仕組みを作るべくある。市町村の役割と関連づけて事業実施主体の方について検討すべきである。
-森林環境基金運営事業	施設内容等を県民に分かりやすくPRすべきである。

平成19年度森林環境基金事業当初予算対比

